

事 務 連 絡
平成23年10月21日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 医務主管課
衛生主管課 御中
各都道府県災害救助担当主管課

厚生労働省 医政局
健康局
医薬食品局
社会・援護局
社会・援護局障害保健福祉部

「東日本大震災」における医師等の保健医療従事者の
派遣に係る費用の取扱いについて

医師等の保健医療従事者の派遣については、平成23年3月16日付事務連絡等により依頼しているところですが、今般、改めて派遣医師等に係る費用の取扱いを以下のとおり整理したので、管内市町村、関係団体及び医療機関等に周知されますようお願いいたします。

1 救護班としての活動

被災県知事の要請を受けて災害救助法に規定する医療を行う救護班として活動する場合に要する費用の取扱いは下記のとおりとします。なお、あらかじめ被災県知事の要請がなく活動した場合でも、事後的に被災県知事が認めた場合は、同様の取扱いとすることが可能です。

(1) 費用支弁対象について

ア 人件費

救護班としての活動に要する人件費は、災害救助費の賃金職員等雇上費（実費）として、災害救助法の規定に基づき支弁されます（独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、公立病院、地方自治体及び日本赤十字社の現職の有給職員については超過勤務手当のみ対象）。

イ 旅費等

救護班の派遣に要する旅費（被災県内等で移動に要した費用を含む）及び宿泊費、（実費）は、災害救助費から支弁されます。

ウ 薬剤費等

救護班が使用した薬剤、治療材料及び破損した医療機器の修繕に要した費用（実費）は、災害救助費から支弁されます。

(2) 支給・精算の方法について

災害救助法による災害救助費は、救護班の派遣後に、派遣元都道府県を通じ、被災県に対して請求を行うことが基本形となります。

この場合、派遣元都道府県に対しては、医師等の派遣を行った医療機関等（以下「派遣元機関」という。）が直接、あるいは都道府県単位の団体等を通じて請求を行うなど、適宜の方法で行ってください。

また、派遣の実態に応じて、例えば都道府県単位または全国単位の団体等が取りまとめ等を行ったうえで、被災県に対して請求を行うことも可能です。この場合には、団体において取りまとめる旨等を派遣元都道府県に御連絡いただくようお願いするとともに、派遣元都道府県におかれても必要に応じて当該団体への相談助言などの御協力をお願いします。

なお、平成23年4月29日厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室事務連絡（別添参照）により、被災県のうち岩手県、宮城県、福島県の費用の請求に係る関係書類については厚生労働省社会・援護局で取りまとめることとなるので留意願います。

(3) 災害救助法による対象期間について

災害救助法による対象期間については、原則として、避難所が解消されるに至った時期までとします。

(4) その他

薬剤師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、管理栄養士、精神保健福祉士、臨床心理士等が、被災県知事の要請を受けて、医師、歯科医師に同行せず、心のケア、健康管理、服薬指導等の活動を行う場合（事後的に被災県知事が災害救助活動と認めた場合を含む。）にも、(1)から(3)までと同様の取扱いとします。

2 医療機関等への派遣

(1) 費用支弁対象について

ア 人件費

医師等の派遣先の医療機関等（以下「派遣先機関」という。）において、保険診療として診療を行った場合には、当該診療に要する費用は診療報酬として当該派遣先機関に対して支払われます。

イ 旅費等

被災県知事の要請を受けて医師等が派遣先機関に派遣される場合には、医師等の派遣に要する旅費及び宿泊費（実費）は、災害救助費から支弁されます。

なお、あらかじめ被災県知事の要請がなく活動した場合でも、事後的に被災県知事が認めた場合は、同様の取扱いとすることが可能です。

(2) 支給・精算の方法について

保険診療として診療を行った場合の派遣職員の人件費の金額、精算方法等については、派遣先機関と派遣元機関との協議により、決定することとなります。

災害救助法に基づき旅費及び宿泊費（実費）が支弁される場合には、その支給・精算の方法については、1(2)の取扱いによります。

(3) 災害救助法による対象期間について

災害救助法による対象期間については、原則として、避難所が解消されるに至った時期までとします。

3 留意点

派遣された医師等が、医療機関において、通常の保険診療ではなく実質的に応急救護を実施していると認められる場合など、上記1又は2のどちらに該当するのか不明確な場合にも、災害救助法に基づき費用が支弁される可能性がありますので、派遣元都道府県等と派遣元医療機関間で適宜御相談ください。

(別添)

事 務 連 絡
平成23年4月29日

各都道府県災害救助担当主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
総務課災害救助対策室

東日本大震災に係る災害救助法第35条に規定する被災県への
求償の取扱いについて

今般の東日本大震災においては、10都県に災害救助法が適用され、特に岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災3県」という。）では甚大な被害が生じたところである。

被災県ではない都道府県が、被災県からの要請を受けて避難者を受け入れた場合において、移動費や旅館・ホテルを避難所として活用した場合の宿泊費等を含めて、救助に要する費用を被災県に対して求償することができることから、各都道府県に対し積極的な被災者の救助を要請したところである（平成23年3月29日社援総発第0329第1号「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について（その4）」）。

今後、各都道府県から被災県に対し避難所経費等の求償がなされることとなるが、特に被災3県においては膨大な事務処理が生じることから、各都道府県への速やかな交付が困難となることも危惧される。

このため、東日本大震災に係る救助についての特例的な取扱いとして、各都道府県が被災3県に送付すべき申請書及び関係書類については、厚生労働省において取りまとめのうえ、被災3県へ送付することとした。よって、被災3県への申請書及び別紙に記載した関係書類（今後特に必要となった場合は、別途提出書類の追加をお願いすることもあり得る。）を、別紙に定める提出日までに当室あてに送付願いたい。

なお、被災3県以外の被災県への求償については、従前の取扱いどおり、当該被災県へ直接送付願いたい。

(別紙)

1 求償にかかる申請書及び関係書類提出日

第一回提出日 7月末(6月末までの支出分)

第二回提出日 11月末(10月末までの支出分)

第三回提出日 2月末(1月末までの支出分)

(注) 第一回提出日に間に合わない場合は、第二回提出日でも可。

なお、22年度支出分について22年度予算での求償が必要な場合は、被災3県と調整の上、直接被災3県に申請願いたい。

2 災害救助費の求償の流れ -----別添1

3 提出する関係書類

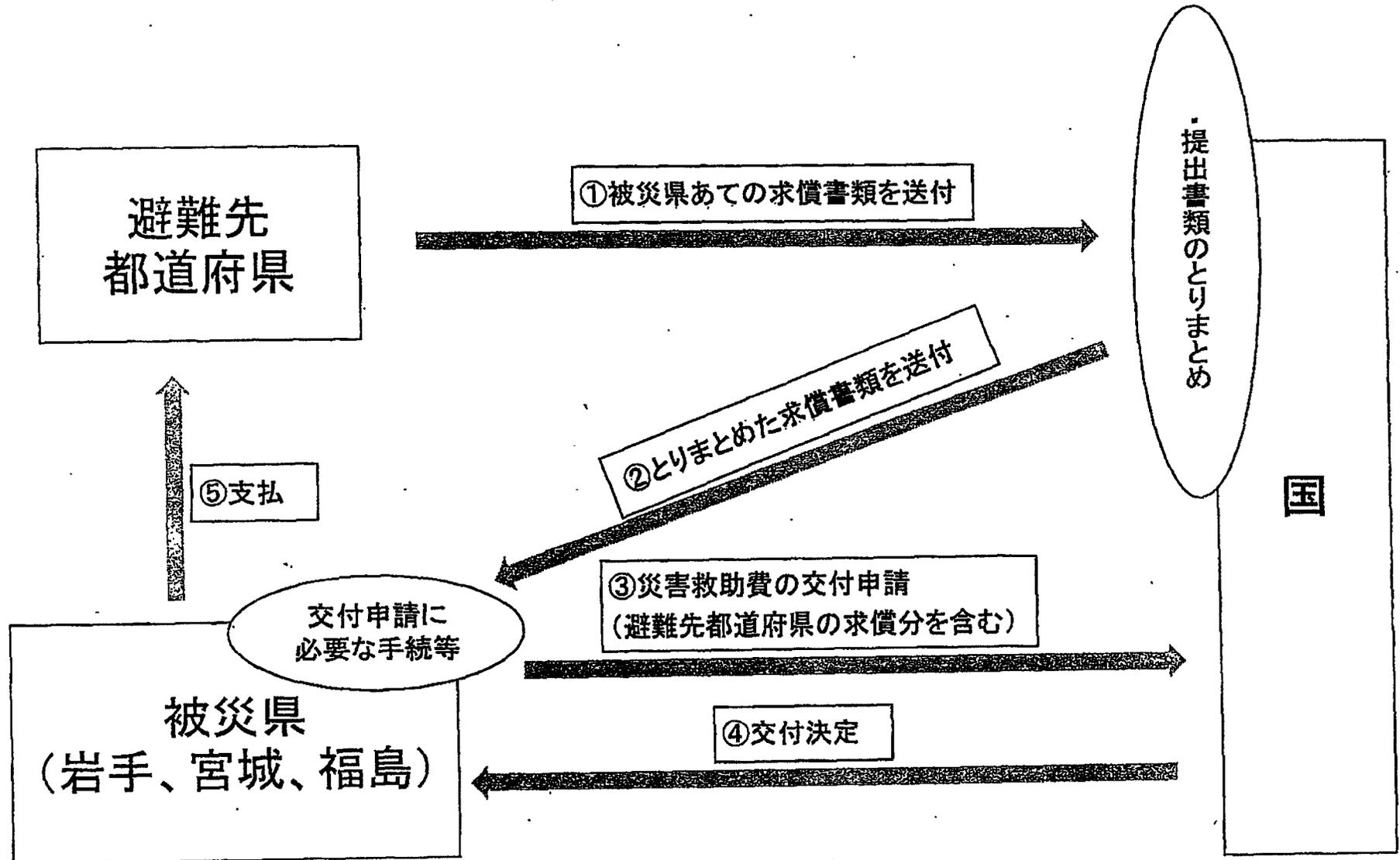
(1) 災害救助法第35条に規定する求償額(救助の種類別) -別添2

(2) 災害救助法の求償に係る算定内訳(岩手県、宮城県、福島県分)
--別添3

(3) 支出に係る証拠書類 ---別添4

災害救助費の求償の流れ

(別添1)



災害救助法第35条に規定する求償額（救助の種類別）

自治体名 _____

(単位：円)

救助の種類	岩手県分	宮城県分	福島県分
避難所の設置	0	0	0
応急仮設住宅	0	0	0
炊き出しの給与	0	0	0
飲料水の供給	0	0	0
被服寝具生活 必需品給与貸与	0	0	0
医療	0	0	0
助産	0	0	0
学用品の給与	0	0	0
埋葬	0	0	0
応急救助の輸送費	0	0	0
応急救助の賃金雇上	0	0	0
救助事務費	0	0	0
その他	0	0	0
合 計	0	0	0

災害救助費の求償に係る算定内訳（岩手県分）

(単位：円)

	求償額	算定内訳記載事項
避難所の設置		○公共施設等の利用（○月○日～○月○日分） 力所数、延人日、所要額 ○ホテル・旅館の借上げ（○月○日～○月○日分） 力所数、延人日、所要額
応急仮設住宅		○民間賃貸借上（○月○日～○月○日賃貸費用分） 戸数、所要額 ○公営住宅等（○月○日～○月○日賃貸費用分） 戸数、所要額
炊き出しの給与		○（○月○日～○月○日分） 延人日、所要額
飲料水の供給		○（○月○日～○月○日分） 延人日、所要額
被服寝具生活必需品給与貸与		○給与（貸与）世帯数、所要額
医療		○延人員、所要額
助産		○延人員、所要額
学用品の給与		○小学校児童数、所要額 ○中学校生徒数、所要額 ○高等学校等生徒数、所要額
埋葬		○埋葬（火葬）体数、所要額 大人 小人
応急救助の輸送費		○主な支出内訳
応急救助の賃金雇上		○雇上延人日、所要額
救助事務費		○主な支出内訳
その他		

災害救助費の求償に係る算定内訳（宮城県分）

(単位：円)

	求償額	算定内訳記載事項
避難所の設置		○公共施設等の利用（○月○日～○月○日分） 力所数、延人日、所要額 ○ホテル・旅館の借上げ（○月○日～○月○日分） 力所数、延人日、所要額
応急仮設住宅		○民間賃貸借上（○月○日～○月○日賃貸費用分） 戸数、所要額 ○公営住宅等（○月○日～○月○日賃貸費用分） 戸数、所要額
炊き出しの給与		○（○月○日～○月○日分） 延人日、所要額
飲料水の供給		○（○月○日～○月○日分） 延人日、所要額
被服寝具生活必需品給与貸与		○給与（貸与）世帯数、所要額
医療		○延人員、所要額
助産		○延人員、所要額
学用品の給与		○小学校児童数、所要額 ○中学校生徒数、所要額 ○高等学校等生徒数、所要額
埋葬		○埋葬（火葬）体数、所要額 大人 小人
応急救助の輸送費		○主な支出内訳
応急救助の資金履上		○履上延人日、所要額
救助事務費		○主な支出内訳
その他		

災害救助費の求償に係る算定内訳（福島県分）

(単位：円)

	求償額	算定内訳記載事項
避難所の設置		○公共施設等の利用（〇月〇日～〇月〇日分） 力所数、延人日、所要額 ○ホテル、旅館の借上げ（〇月〇日～〇月〇日分） 力所数、延人日、所要額
応急仮設住宅		○民間賃貸借上（〇月〇日～〇月〇日賃貸費用分） 戸数、所要額 ○公営住宅等（〇月〇日～〇月〇日賃貸費用分） 戸数、所要額
炊き出しの給与		○（〇月〇日～〇月〇日分） 延人日、所要額
飲料水の供給		○（〇月〇日～〇月〇日分） 延人日、所要額
被服寝具生活 必需品給与貸与		○給与（貸与）世帯数、所要額
医療		○延人員、所要額
助産		○延人員、所要額
学用品の給与		○小学校児童数、所要額 ○中学校生徒数、所要額 ○高等学校等生徒数、所要額
埋葬		○埋葬（火葬）体数、所要額 大人 小人
応急救助の輸送費		○主な支出内訳
応急救助の賃金雇上		○雇上延人日、所要額
救助事務費		○主な支出内訳
その他		

支出に係る証拠書類

救助の種類	提出証拠書類
避難所の設置	○(各市町村別)避難所別内訳 期間、延人日、費用内訳(設備費、賃金職員等)
	○(各市町村別)ホテル等別内訳 期間、延人日、宿泊単価、宿泊者の住所・氏名
応急仮設住宅 (民間賃貸を含む)	○(各市町村別)入居者氏名、転居前住所及び月賃料一覧 ○契約書(写)(都道府県等と貸主)
炊き出しの給与	○(各市町村別) 費用の内訳(主なもの)
飲料水の供給	○(各市町村別) 費用の内訳(主なもの)
被服寝具生活必需品 給与貸与	○品目別内訳
医療	○人件費、輸送費、材料費、医療班関係経費
助産	
学用品の給与	
埋葬	○埋葬(火葬)が証明できるもの
応急救助の輸送費	
応急救助の賃金備上	○備い上げ業務別一覧
救助事務費	○費用の内訳
その他	○費用の内訳 ※備蓄品の補充については、別途上記の救助の種類 の分類するので、分類できるように内訳を記 載すること。